

鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編並びに
船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説
(コンテナ固縛設備の承認)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領中, コンテナ固縛設備の承認に関する事項について, その内容を解説する。

なお, 本改正の適用は次のとおりである。

(1) 鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編

2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (全面改正される前の C 編適用船も含む) に適用

(2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領

2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (全面改正される前の C 編適用船も含む) に搭載される固縛用金物に適用

2. 改正の背景

船舶の安全運航並びに貨物及び人員の保護の観点から, コンテナ貨物を適切に固定することは不可欠であり, 船体構造や固縛設備の強度に配慮する必要がある。

現状, 当該設備の承認については, 加盟船級協会ごとに独自の要件が定められ運用されている。IACS では, 関連する要件を明確にすることを目的として, 取扱いの統一化を図るため, 各船級協会の要求事項を調査し, 承認の対象とすべき図面及び製品に対する試験に関する要件の整備を行った。その結果, 2024 年 5 月に統一規則 UR C7 として採択された。

このため, IACS 統一規則 C7 に基づき, 関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 鋼船規則 B 編 2 章

船舶に保持すべき図面及び書類について規定する表 B2.1 に, IACS 統一規則 UR C7 (以下 UR C7) において承認の対象とする旨明記された図面及び図書を追加した。UR C7 は国際航海に従事するコンテナ運搬船 (コンテナ専用船を指す) に適用されることから, その旨表中の注記に記載した。なお, コンテナ支持構造物の図面については, 通常, 貨物固縛マニュアル (以下, CSM) には含まれないことから, その他の構造図と同様に保管用完成図書に対する承認印は要求しないこととした。

(2) 鋼船規則 B 編 (外国籍船舶用規則)

改正前の規則では, CSM に関連する要件は国内法を取入れ, 日本籍船舶用規則のみに規定していた。一方, 外国籍船舶に対しては, 条約本文を参照し運用を行っていたが, UR C7 の制定により船級要件として取扱うことが明記されたため, B 編 1 章通則中に CSM の船上での保管をはじめとした要件について新たに規定し, 日本籍船舶用規則と同様の規則体系となるよう改めた。

(3) 鋼船規則 C 編 2-1 編 14 章艀装

14.2 コンテナ固縛設備に関する要件として UR C7 に規定される要件を取入れた。各要件の概要は以下のとおりである。(カッコ内は対応する UR C7 の要件を示している)

(a) 14.2.1 適用 (C7.1)

コンテナ固縛設備に関し, UR C7 の要件を取入れ本会の承認が必要となる図面及び対象を明記した。なお, UR C7 は国際航海に従事するコンテナ専用船に適用されることからその旨明記した。

(b) 14.2.2 固定式及び非固定式コンテナ固縛用金物 (C7.2)

UR C7 では, コンテナの固縛に用いるラッシングロッド, ツイストロック等の固縛用金物に対

し承認が必要である旨規定されている。本会の規則では固縛用金物に対し承認を取得の上、出荷時の試験に合格することにより試験証明書を発行する旨規定していることから、現行の規則要件からの変更はない。

また、コンテナファンデーション、ラッシングアイプレート等の固定式固縛用金物については、搭載する船舶への配置図に対する承認が必要である旨規定した。同図面には、固縛用金物が配置された位置が明確になるよう、搭載する船舶の構造部材等を明示のうえ、相対的な位置関係を明らかにするよう規定した。

(c) 14.2.3 コンテナ支持構造物 (C7.3)

ハッチカバー、コンテナポスト、ラッシングブリッジ、セルガイドの図面に対し承認が必要である旨明記した。各コンテナ支持構造物に対する要件は、別に実施した「コンテナ固縛設備の構造強度」に関する改正に対する解説を参照されたい。

(d) 14.2.4 貨物安全アクセス図 (C7.4)

条約上で作成及び搭載が要求されている貨物安全アクセス図について、MSC.1/Circ.1353/Rev.2：貨物固縛マニュアルの準備のための指針に規定する要件に適合する必要がある旨規定した。なお、日本籍船舶用規則においては、同指針を鋼船規則 B 編附属書 1.2.2-2.として規定していることから、これを参照することとした。

(e) 14.2.5 コンテナ積付図及び固縛図 (C7.5)

条約上で作成及び搭載が要求されているコンテナ積付図及び固縛図について承認が必要である旨規定した。

(f) 14.2.6 ラッシングソフトウェア (C7.6)

コンテナ固縛計算に使用されるソフトウェアに対し、承認が必要である旨規定した。ソフトウェアに対する承認のための要件は、IACS 統一規則 C6 として制定され、C 編 2-1 編附属書 3.1 として取入れを行っている。これについては、別に実施した「ラッシングソフトウェア」に関する改正に対する解説を参照されたい。

(4) 鋼船規則 C 編 2-2 編及び 2-5 編

ボックス型ばら積貨物船、一般貨物船及び冷凍運搬船に対しては、コンテナの固縛を行う場合、固縛に使用する金物に対し本会が発行した試験証明書が必要である旨規定していたが、UR C7 の適用対象がコンテナ専用船に限定されたことから同規定を削った。

(5) 鋼船規則 CS 編 23 章艀装

国際航海に従事するコンテナ運搬船のコンテナ固縛設備については、C 編に規定する要件を参照し、同様の運用を行うこととした。

(6) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 2 編 8 章（外国籍船舶用：12 章）

コンテナ固縛用金物の承認

同要領には、コンテナ固縛に使用する固縛用金物の承認に関する要件を規定しており、承認申込手続きの一環として、構造図の提出について規定している。UR C7 では、固縛計算で想定される固縛金物の特性が、船舶に搭載される固縛金物の特性と対応したものであることが承認審査過程で確認できるように、使用材料、設計荷重及び製造者による表示事項等を図面上に明示する旨追記した。